

宛名番号

年 月 日

## \_\_\_\_年度 特別区民税・都民税(住民税)申告書付表

(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

1月1日の 住 所	
現在の住所	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 上記以外⇒
氏 名	
電話番号	

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の特別区民税・都民税(住民税)の課税方式について、所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択する場合は、**特別区民税・都民税(住民税)申告書と、この付表を提出してください。**

(1) 上場株式等に係る配当所得等の課税方式について、次のとおり選択します。

(該当する番号に○をつけてください。)

1 住民税では申告しません。

2 総合課税を選択します。

配当所得等(総合課税分)の金額 \_\_\_\_\_ 円 住民税の配当割額 \_\_\_\_\_ 円

3 分離課税を選択します。

配当所得等(分離課税分)の金額 \_\_\_\_\_ 円 住民税の配当割額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税方式について、次のとおり選択します。

(該当する番号に○をつけてください。)

1 住民税では申告しません。

2 分離課税を選択します。

上場株式等の譲渡所得等の金額 \_\_\_\_\_ 円 株式等譲渡所得割額 \_\_\_\_\_ 円

### ※注意点

- この付表の提出にあたり、住民税の選択方式で総合課税又は分離課税を選択される場合は、「特定口座年間取引報告書」等の添付書類(写しでも可)が必要です。
- 原則として、該当年度の申告期限内(3月15日まで)にこの申告書付表を提出することが必要です。  
ただし、期限後であっても、納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。  
(該当する納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告は無効となります。)
- 記載誤り等により上場株等の所得と判断できなかった場合には、確定申告のとおり課税する可能性があります。
- 総合課税や分離課税を選択した場合は、合計所得金額や総所得金額等に算入され、扶養判定や、国民健康保険料・後期高齢者医療制度・介護保険料等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。
- 口座ごとに異なる課税方式を選択される場合は、下記連絡先までお問い合わせください。